

戦後ドイツ社会民主党の基本綱領草案作成過程

安野正明

はじめに

戦後間もなくから1980年代までのドイツ社会民主党（SPD）の変化を分析したレッシェとヴァルターの研究は、「58年の組織改革や、それに伴う人事、そこから結果したSPDの『議会主義化』の意義や影響は、いくら評価してもしすぎることはない。それらは、59年のゴードスベルク綱領の審議、決定、一般への理解浸透によって得られた党の綱領的革新に匹敵するものである¹と述べている。また、戦後SPD史のスタンダードな通史を著したクロツバッハは、1959年の戦後初の基本綱領（ゴードスベルク綱領）制定を「党改革過程の頂点²と評価している。

このように、1958年の組織改革と1959年のゴードスベルク綱領制定という一連の党改革の実現は、極めて重視されている。そしてこれが、1950年代に「万年野党」を定められたかのような停滞からSPDを飛躍させる画期となり、1969年のブランド政権誕生に至ったという把握は、戦後ドイツ政治史研究者によって共有されている。

ところで、基本綱領制定だけでなく、別稿で検討した組織改革³も含めて、戦後SPD史における重要な画期である一連の党改革の実現は、通常、連邦議会議員団を中心とする「改革派」が、「党官僚」に対して勝利を収める過程と把握されている⁴。単純化しすぎとの誹りを恐れず図式的整理を試みれば、「改革派」とは1950年代のたび重なる連邦議会選挙の敗北に敏感に反応し、戦後の社会変動に対する自己変革能力と実効的な政策立案能力を持つ連邦議会議員団を中心としたグループである。対する「党官僚」は、度重なる選挙敗北にも関わらず戦前の伝統に固執し、党改革に反対して停滞的指導を行い続け、1950年代の沈滞からSPDを解放できない旧守派・

伝統主義者達である。

その際、「改革派」の中心人物として連邦議会議員団を率いるカルロ・シュミット、フリッツ・エルラー、ヘルベルト・ヴェーナーの「トロイカ」があげられ、一連の党改革に抵抗して「改革派」に敗北してゆく「党官僚」の頂点に、伝統主義者のシンボリック的存在としてエーリヒ・オレンハウアー党首が位置付けられるのが普通である⁵。

そして、「綱領の改定は、内容に関する主導権を改革派が握ったことでその方向は明らかになった」⁶、「新綱領の作成は、新体制の指導部（ことに改革派）にとってその力量を問われる最初の試金石となった」⁷と書かれるように、ゴードスベルク綱領制定も組織改革と同様に、通常は「改革派」が勝利を収めてゆくプロセスに位置づけられてきた。しかし、従来の研究は、往々にしてゴードスベルク綱領制定過程の実証分析を欠いたまま、上記の「改革派」対「党官僚」の対立図式が先にある、「改革派」がオレンハウアーを長とする「党官僚」を打倒してゆくプロセスの中にゴードスベルク綱領制定を位置づける傾向があった。

筆者は、1955年3月の基本綱領委員会設置から1959年11月のゴードスベルク綱領採択までの基本綱領制定過程の詳細な実証分析を行うことにより、上記のような定説的枠組みの中に基本綱領制定を位置づけることが適切な否かの検討を行っているが、便宜的にこの制定過程は三つの時期に分けることができる。第一期は1955年3月の基本綱領委員会の発足から1957年9月の連邦議会選挙まで。第二期は、基本綱領草案が1958年5月に提示され、それを巡って議論が展開されてゆく時期。第三期は、1959年に入って二番目の基本綱領草案が作成され、11月に採択されるまでである。

紙幅の制限があり、上の第一期を分析した別稿⁸を受けて、本論文では主として第二期を検討し、続く第三期については次回の稿を期したい。本論文では、1957年連邦議会選挙での大敗を受けて、基本綱領草案がいかなる経緯で作成されたか、そこにどのような問題が内在していたかを考察

する。

1 1957年9月連邦議会選挙

1955年の西ドイツの再軍備・NATO加盟、主権回復はアデナウアー外交の勝利であり、ドイツ再統一を最優先課題としたシューマッハー以来のSPDの外交政策は、完全に展望を失っていた。1950年代中葉のSPDは停滞のまっただ中にあり、SPDがアデナウアーに対して攻勢にでるのは1960年の外交政策の「転換」を待たねばならなかった⁹、と言われる。

確かに、外交・安全保障政策の領域に限定して議論すれば、このような見解は首肯されるかもしれない。しかし、SPDは外交政策での行き詰まりを受けて、1956年に入ると活路を内政面に求める「内政の優位」に転換を試みていたのである。

例えば、SPDは1956年1月14日と15日にケルンで社会政策、経済政策および文化政策についての包括的な政策会議を開催した¹⁰。ケルン会議と通称されるこの会議で「社会的弱者の貧困からの救済」を主題として基調報告「社会改革へのわれわれの道」を行ったのは、SPD連邦議会議員で社会政策専門家のエルnst・シェレンベルクであった。

彼は、政府・与党が毎年議会演説で年金受給世代への配慮を強調するにもかかわらず、それが実行されていないことを批判した。当時の年金水準は退職前の給与の30～40%にとどまっていたが、それを75%程度に引き上げるべきであること、現役世代の賃金上昇に年金を連動させるべきであること、65歳の年金受給開始年齢の引き上げに反対することがシェレンベルク報告の骨子であった。

加えて彼の提案には、年金に限らず老後の保障全般について労働者とホワイトカラー (Angestellte) と官吏との格差を無くすべきであること、炭坑夫のように65歳まで労働継続が困難な職種については年金受給開始について柔軟性をもって対処すべきことなども織り込まれていた。

また、これからの社会政策は、病気になった場合の保障だけでなく、病気になるための予防措置（Gesundheitsvorbeugung）にむしろ力点を置く必要があるとシェレンベルクは主張した。これとの関連で要求されたのが労働時間の短縮で、社会主義者である医師グループの研究に依拠して、週40時間労働の実現が健康な労働生活を送るために必要であると提唱した。

ケルン会議でのシェレンベルク提案は、以上に言及した以外にも、寡婦対策、老人健康保険制度、保険料と財政負担の割合についての提案も含み、SPDの包括的な社会政策として提示されていた。特に、ケルン会議で提示された年金改革構想は、1957年春に実現した年金改革の骨子を示していたことが注目される。

事実、1957年に実現した年金改革はSPDとキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）の「大連合」による社会政策であったが、「アデナウアーの年金改革」と宣伝され、1957年連邦議会選挙におけるCDU/CSU大勝の一要因となってしまった。SPDは年金改革に貢献したのではあるが、全体として社会政策においてはSPDとCDU/CSUとの間に極端な対立がなかったことから、この分野でSPDは差異化をはかることはできなかった。結果として、成果は政府・与党に独占されてしまったのである。

これに対して、SPDが政府・与党より確実に一歩先んじていたのは原子力やオートメーションに象徴される技術革新への対応であり、この課題は「第二次産業革命」という概念によって1956年党大会のメインテーマとして掲げられた¹¹。かつて社会主義を論じる際に自明のように思われていた多くのことが通用しなくなる高度に技術革新が進行する社会において、社会主義政党は自らをどのように作りかえてゆかなければならないのか、という問題意識が根底にあった。

ケルン会議での問題提起やミュンヘン党大会での「第二次産業革命」論は、1956年に入ってSPDが「内政の優位」に転じたことを示唆し、特に「第二次産業革命」への取り組みは、中長期的には外交・防衛政策の「転

換」に勝るとも劣らぬ意義をSPDに与えた。

SPDは1956年秋の地方選挙でよい結果を収め、また1957年の初頭は世論調査でもCDUを若干リードしていたこともあって、その時点では9月に味わうことになる惨敗を予想してはいなかった。しかし、SPDは1956年に取り組んだ内政上の革新を1957年連邦議会選挙の争点にはできなかつたし、それは短期的には選挙での劇的な得票増をもたらすものではなかつた。

1957年9月15日の連邦議会選挙でCDU/CSUは1953年選挙と比べて7%得票率を増やし、得票率で50.2% (497議席中270議席) と絶対多数を獲得した。単一会派による単独過半数獲得は、西ドイツ史上この時が唯一であった。SPDは31.8% (169議席) と水をあげられ、西ドイツの政党制は二大政党制というよりは「一党優位の政党制」へ向かったかに見えた。

この選挙では、SPDとCDU/CSUの差異化にあたって、従来からの外交政策・ドイツ政策の対立を争点化しようとするアデナウアー側の戦術が効果をあげた。加えて、「オレンハウアー対アデナウアー」という対抗軸が前面に出されたことは、党官僚の首領というイメージの強かつたオレンハウアーを戴くSPDよりも、実績とカリスマ性を兼ね備えた首相を擁するCDU/CSUに有利に働いた。

また、CDUが世論研究機関を活用してコンピューターのデータを取り入れた選挙戦術を組み立て、一般商業新聞への浸透も効果的に行っていたのに対し、SPDの宣伝は下手というか、はなはだ伝統的であった。SPDはまだカバレット(Kabarett)を選挙戦における宣伝の重要な場としていたが、CDUはカバレットはもう時代遅れとし、映画などのメディアを重視していた¹²。

以上に言及したことは、確かにCDUの勝因として数えられるが、それ以外に、SPDが逃れることのできない歴史的負債とも言うべきものが、SPDに他の政党にはないハンディを与えていた。その歴史的負債は、1957年に入って選挙が徐々に近づくにつれ、SPDにネガティブに働いて

いったのである。

たとえば、1957年2月にはスウェーデンの新聞が共産党員時代のヴェーナーのスパイ容疑をスキャンダラスに報じ、かつてシューマッハー側近として戦後再建期SPDの経済政策を代表していたアガルツが、東独から西での共産党の非合法活動のために資金を得ていたとの嫌疑で逮捕された¹³。

SPDは単なる選挙政党ではないことを自ら誇りとし、他の政党にはない独特の「活動家」(Funktionär)を有していたが、アデナウアー陣営は「活動家」攻撃を執拗に行い、ヴェーナーやアガルツのスキャンダルは、SPDの「活動家」なるものが、おぞましい革命家の過去を持った信用できない輩であるというイメージを、反共意識のつよい民衆の中に拡大させてしまった。これらの事件は、報道されたことがどれだけ真実であったかという問題を越えて、アデナウアー陣営にとってSPD攻撃の格好の題材となった。

6月2日、アデナウアーはバンベルクで、来るべき選挙は西ドイツがキリスト教的にとどまるか、それとも共産主義国家に向かうかの分かれ道になるであろうという類の演説を行っていた¹⁴。また「ハンガリーを考えよ。油断するな」(Denkt an Ungarn. Seid wachsam!)という選挙ポスターをCDUは用いたように¹⁵、アデナウアー陣営は1956年のハンガリー動乱と1957年の選挙戦を絡め、SPDとモスクワを結びつけて選挙戦を戦っていた。シューマッハー以来SPDのソ連と共産主義に対する対決的姿勢は一貫していたにもかかわらず、共産主義と社会主義を区別できない一般有権者の不安をかき立てるこのようなプロパガンダを、アデナウアー達は巧みに展開して効果をあげていた¹⁶。

かつての中央党や保守的諸党派がCDUの中に隠れて、「ヴァイマル時代のまま」というイメージを回避していたのに対し、1957年連邦議会選挙に臨んだ主要政党の中で、SPDはヴァイマル時代にも活躍し、その時代の党名を保持していた「ヴァイマル政党」として唯一の存在であった。

「経済の奇跡」を実現した政党としてCDU/CSUは自らをポジティブに宣伝できたのに対し、唯一の「ヴァイマル政党」であったSPDは、ヴァイマ

ル時代の経済的苦況、大量失業の記憶と結びつけられてしまったのである。

このような、戦後の他党にはない歴史的負債をSPDは負っていた。それは、選挙中、多くの活動家が感じていたことであった。

敗因分析にあたってSPDは、「経済の奇跡」が社会の広範な層に浸透し、そのゆえにCDU/CSUが選ばれたのであるという評価を認めざるを得なかった。ニーダーザクセンのある活動家は、ハノーファーのフォルクスワーゲン工場の前でピラまきをしたとき、労働者の通勤手段は100人が自動車に対して、自転車で工場に来た労働者は1人にすぎなかったと報告していた¹⁷。1950年代、労働者の生活水準の上昇は明らかであった。それに合わせて、労働者の意識も変わっており、この選挙は古典的な意味での労働運動はもはや存在しない時代になったことを悟らされた選挙であった。

2 選挙の敗北に対するオレンハウアーの反応

経済政策や社会政策など内政の個別問題では、SPDは同時期のイギリス労働党の政策と比べても「左」に位置していたとは言えないし、戦後のSPDはヴァイマル時代のSPDと同じだったのではない。しかし、「昔と同じアカ」というイメージが選挙民一般の間では払拭されず、また、そこを突くCDU/CSUの攻撃が効果を失っていないという1957年選挙での現実を前にすると、戦後SPDがまだ1925年のマルクス主義的なハイデルベルク綱領に代わる基本綱領を制定できていないことは、歴史的負債からSPDを解放するためにも、戦後西ドイツの民主主義の定着のためにも好ましくなかった。

しかし、SPD幹部の中で、選挙直後「今こそ及時的速やかに基本綱領制定を」と声を上げたのはオレンハウアーだけであった。それは、多くの人にとって唐突であった¹⁸。選挙敗北の3日後、1957年9月18日の党幹部会全体会議で、彼は1958年の党大会に基本綱領草案を提示するという日程を提示し、基本綱領委員会に1958年の初めまでにその準備を終えるよう

に要請したのである¹⁹。

オレンハウアーは選挙の敗因分析と関係させつつ、地方組織代表も参集した9月25日の党幹部会拡大会議でも基本綱領早期制定を訴えた。SPDは労働者からの得票を以前より少なくしており、アデナウアーの勝利はSPDに投じられなかった労働者票が無視できぬ数にのぼった結果であったと、オレンハウアーは分析した。彼が社会主義運動に身を投じた頃とは異なる労働者層の出現、「階級意識を持つ労働者」から「階級意識を忌避する被雇用者」が増大するという変化に戸惑いながら、中間層獲得政策を否定するのではないが、イタリアやフランスの党が苦しんでいるように、核となる層があいまいになると党の基盤を失うことになりかねないと、労働者の支持回復にSPDの最優先課題を置くべきであると、オレンハウアーは指示をしていた。基本綱領制定を選挙後の緊急の課題と訴える際、オレンハウアーは中間層への支持拡大も考慮に入れてはいるが、最優先されていたのは、性格を変えつつある労働者層を再び引きつけることであった。

また、短期的には選挙での得票を増すことにはつながらなかったものの、「第二次産業革命」への対応にSPDの未来の大きな可能性があり、それを党の中心政策に置き続けることは変えてはならなかった。1956年に打ち出された「第二次産業革命」論は、基本綱領論議にも取り入れられるべきである。以上のことに留意して、変化する今日の社会において主張しうる民主的社會主義の顔を見いだすことが今求められている大きな課題であり、そのために基本綱領の制定を急ぐべきであると、オレンハウアーは強調した²⁰。

このようにオレンハウアーは基本綱領早期制定に強い意欲を示した一方で、組織改革については極めて消極的であった。これに対して、1953年選挙後の党改革運動に挫折し、以後党組織に関する改革論議を封じ込められていた「改革派」は、カルロ・シュミットが「SPDに必要なのは新しい

綱領ではなく、新しい指導部である」と主張したように²¹、基本綱領制定には否定的で、組織改革と党指導部の人事刷新に邁進しようとした。つまり、「一連の党改革」として組織改革と基本綱領制定が挙げられるのであるが、1957年9月選挙敗北直後、オレンハウアーは基本綱領制定に邁進しようとしたが、「改革派」は組織改革を求め基本綱領には否定的という対立構図ができていたのである。

少し意外なことに、しかし理のあることではあったが、基本綱領委員会は「できるだけ速やかに基本綱領を」というオレンハウアーの檄を歓迎しなかった。「意外なことに」というのは、1955年に活動を開始した基本綱領委員会は早期基本綱領制定を目指していたが、1957年選挙までほとんど仕事は前進していなかったからである。

本来、準備が十分であれば、オレンハウアーの指示は「追い風」となったはずである。しかし、1957年選挙終了まで活動自粛の圧力を受けていたのであるから、1958年の党大会に間に合うように1958年の初めまでに基本綱領草案作成を完成させよというオレンハウアーの提示した日程は、基本綱領委員会にとって過酷な要求であった。

ヴァイサーは、冬の数ヶ月で最終的な案を求めるというのは基本綱領委員会をないがしろにする要求であり、長年積み上げてきた学問的成果は生かされず、伝統に接続して未来を示す質的に優れた基本綱領は作れないと、オレンハウアーに抗議の手紙を送っていた²³。

10月16日の党幹部会全体会議では、オレンハウアーに忠実なアイヒラーでさえ、オレンハウアーの設定した日程では議論を尽くせないまま、間に合わせ的な基本綱領草案を提示して終わらざるを得ないだろうと、戸惑いを隠していなかったのである。さらにこの日の会議では、基本綱領制定に対して、時間不足で草案提示も議論もできないのではないか（ヴェーナー）、基本綱領は短期で決定できない（ベクラー）、綱領は党大会の間2年間をかけて議論すべきである（エルラー）と、急ぐオレンハウアーに否定的な意見が相次いだ²⁴。

「改革派」の一拠点となっていた大支部ジュートヴェストでも、基本綱領それ自体を「将来に禍根を残す」(シェトレ)、「基本綱領はつまるところわれわれを助けるのではなく、敵がわれわれを攻撃するのを助けるだけ」(アレックス・メラ)と基本綱領制定を否定的にとらえる意見が続出しており、基本綱領制定によって党改革が損なわれるかのような否定的な意見が支配的であった²⁵。

「改革派」が一致して基本綱領制定に反対しただけでなく、アイヒラーやヴァイサーといった基本綱領委員会の積極的なメンバーでさえ、オレンハウアーの基本綱領制定スケジュールでは悔いの残らぬ基本綱領は作成できないと異を唱えていた。つまり、基本綱領早期制定を打ち出したオレンハウアーは、1957年秋、党内で孤立状態にあったと言って良い。

オレンハウアーはしばしば「調整型の党首」と呼ばれ、強力なリーダーシップを発揮した前任者シューマッハーと対照的とされるが、ことこの件に関しては、強い意志をもって早期基本綱領制定の方向に党全体を動かそうとした。彼は10月16日の党幹部会全体会議で、「拙速は止めよ」という「改革派」の批判が浴びせられる中、1958年の党大会で基本綱領の第一読会は断固として行うという彼の設定したスケジュールを貫徹した²⁶。

オレンハウアーは11月に入ってから組織改革に関しては「改革派」の要求に妥協していったが²⁷、基本綱領早期制定方針は頑として取り下げを拒んだ。これに対して、1958年に入ってから、オレンハウアーのスケジュール通りには基本綱領を制定させまいとする「改革派」の努力は続いていた。

たとえば、エルラーは1958年2月にヴィリ・ブランドがフランツ・ノイマンを倒して大支部の委員長になって間もなくのベルリンを訪れ、基本綱領制定の機が熟しているかの検討はまだ不十分であり、行動綱領序文の拡大で目標は果たせるのではないかと基本綱領制定に反対する演説を行っていた²⁸。ヘルマン・ブリルはエルラーに「基本綱領問題は党大会の議題からはずされるべきである」という希望を伝え²⁹、シェトレも3月5日の党幹

部会全体会議で基本綱領をこの時期に制定するのは不適切と否定的な発言をした。これに対してオレンハウアーは、基本綱領制定はミュンヘン党大会で委任された課題であるとして反対を退け、彼の方針を貫徹した³⁰。「改革派」は、オレンハウアーの勢いを止めることはできなかったのである。

3 基本綱領草案作成過程

自由に会議を開かせてもらえなかった基本綱領委員会の各小委員会は、選挙後は一転して、多分にオレンハウアーに強いられてではあったが、活発に活動を再開した。特にヴァイサーが小委員長を務めた経済・社会政策小委員会は、当該政策分野だけでなく、頓挫して開かれなくなったかつての原則問題小委員会の課題を引き継いで「現代分析」も担当することになり、全体を牽引する中心的委員会として活動することになった。

経済・社会政策小委員会の選挙後最初の会合は10月26日に開かれた。ここでこれまでの成果を総括したアイヒラーの報告は、1956年6月7日の基本綱領委員会全体会議での経過報告の繰り返しで、この間、基本綱領制定作業に実質的進展はなかったことを物語っていた³¹。

ずっと基本綱領の中核と位置づけられてはいたが、具体案は提示されていなかった「現代分析」の検討が経済・社会政策小委員会で始まったのは11月28日であった。「われわれの住んでいる時代」と題された議論のたたき台を提示したのはヴァイサーで、それまで彼が「自由な社会主義」を唱道するために書いてきた諸文章を基礎にした案であった。よって内容的に斬新なものではなかったが、一般黨員も読む基本綱領としては歴史哲学的で難解な文章と批判され、大学のゼミナールでの教授のように振舞うヴァイサーに対しては少なからぬ反感が示された³²。

基本綱領委員会の多数派は「自由な社会主義」の立場に立っているとヴァイサーは誇っていたが³³、彼の「自由な社会主義」とは「道徳的かつ文

化的な基本的要求」であり、社会主義は文化として把握され、また運動として独自の「精神的故郷」を提示するものであった。このような「自由な社会主義」理解は彼独自のものであったし、「社会主義の基本的価値」については基礎付けを行わないとしたアイヒラーを初めとする委員多数の支持を得ているとは言えなかったのである。

急ぐように命じられても、基本綱領委員会の作業は円滑に進んではいなかった。オレンハウアーは、1957年12月14日の党幹部会全体会議で、進行中の基本綱領制定作業はあまりに拙速であるという批判が改めて提起されたなかで、最終的な制定には至らずとも、1958年5月のシュトゥットガルト党大会に基本綱領草案を提出し議論することは絶対に必要と譲らなかった。そして、基本綱領委員会に対して留意すべき論点を提示し、基本綱領草案提出のタイムリミットを設定した。なんとそれは、「1958年2月までに」であった³⁴。

ところで、1957年選挙まで基本綱領委員会の自由な活動を阻害し続けていた党内諸委員会間の縄張り争い的な対立、特に「党幹部会付属の経済政策委員会と基本綱領委員会の経済・社会政策小委員会の関係は最悪である」とヴァイサーをして嘆かせた状況は、解消されるどころか一層深刻化していたのである。ヴァイサーは、連邦議会選挙が終われば党幹部会の経済政策委員会（委員長はヘルマン・ファイト）は基本綱領委員会の経済・社会政策小委員会に協力してくれると期待していたが、経済政策委員会は彼の小委員会に配慮せず、基本綱領の経済政策に関する審議を自ら行う姿勢を示していた。

その結果、同じ問題を異なる人物が担当するという例がままあり、その結果屋上屋を重ねる作業をしたり、他の委員会の足を引っ張ったりするという耐え難い状況が生じていたのであった。このような状況下で、1958年2月末までに基本綱領草案を上梓せよというオレンハウアーの設定したタイムスケジュールに通りに事を進めるのは時間的に不可能だし、無意味でもともとヴァイサーは反論し、これまでの綱領論議の理論的成果を十分

に生かした悔いのない基本綱領草案を練り上げるため、重ねてもっと時間を与えてほしいとオレンハウアーに懇請した³⁵。しかしオレンハウアーは、1958年党大会に間に合うように基本綱領草案を提示せよという命令を変えようとはしなかった。

オレンハウアーはさかんにオーストリアに習って早く制定せよと指示していたが、それはヴァイサーにとって、長年の基本綱領論議の過程で積み上げられてきた理論的成果をないがしろにする、憤懣やるかたない指示であった。ヴァイサーの考えでは1954年党大会の段階で、「自由な社会主義」に立脚し、基本綱領に発展すべき新しい精神の方向性はすでに示されていたのである。問題は、にもかかわらず、党指導部がその権威をもって「自由な社会主義」を世論に啓蒙しようとせず、未だに「自由な社会主義」がSPD全体に浸透していないことであった。地域により一様ではないが、ヴァイサーが参加した南ドイツの党活動家の集会では、80%が1954年の改訂行動綱領の「ベルリン序文」を知らず、衝撃を受けた。この責任は基本綱領委員会にあるのではないと、彼はオレンハウアーを批判するようになっていた³⁶。

戦後積み上げられてきた基本綱領論議の成果を尊重し、しっかり準備した上で1954年の理論水準を凌駕した基本綱領草案を作ろうと思えば、ヴァイサーの不満はもっともであり、オレンハウアーの設定したスケジュールは破綻を余儀なくされていたはずである。しかし、ヴァイサーとは異なり、アイヒラーは不満を抱えながらもオレンハウアーの意向に従順に従い、作業を急いだ。

1958年1月30日の経済・社会政策小委員会では、異論の強かったヴァイサーの「現代分析」案に代わって、アイヒラー、パス、ポルトフェルト三名によって起草された案が提出された。これは討議を経て基本的に了承され、1958年党大会に提示された基本綱領草案（以下、「シュトゥットガルト草案」と記す）の「現代分析」である「われわれの時代の姿」の基礎となっていた³⁷。

SPDの基本的経済政策については、1953年のポーフム経済政策会議と1954年の改訂行動綱領によって、カール・シラーの有名な定式、「可能な限りでの競争を、必要な限りでの計画を」がSPDの公式政策として掲げられてはいた。ただし、同じ改訂行動綱領に「石炭、鉄鋼、銑鉄、エネルギーの供給は、完全雇用の前提条件である。こうした供給が保障されるのは、原料産業が共同所有へ移行される場合のみであり」「原料産業の社会化がドイツ経済にとって特に必要」³⁸という一節があるように、「可能な限りでの競争を、必要な限りでの計画を」というテーゼの採用は、「社会化」の完全放棄を意味してはいなかった。

言うまでもなく、SPDの社会化政策は共産主義陣営の国有化とは異なり、市場経済を前提として、特殊限定的分野にのみ適応されると主張されていた。しかし、「社会化」というシンボルはそれ自体一人歩きをして、「ア方は同じ」という類の宣伝に利用され、1957年選挙でもSPDに不利に働いていた。

ヴァイサーは、ある特定の経済部門に大所有の経済権力が存在すれば、民主主義的政治秩序が脅かされるという危険は現在でも存在しているという立場から、「社会化」の必要性は否定しなかった。しかし、その要求を「社会化」という概念を使って訴えるのは許し難い政治的過誤であると批判した。「社会化」という概念ではなく、改訂行動綱領の「共同所有への移行」が使われるべきであり、同時に、SPDが財産所有一般に敵対的政党であると誤解されないように「財産形成の奨励」が重視されるべきであると論じた³⁹。

1957年の選挙戦で、負債の多いシンボルとなっていた「社会化」というタームを使ってしまったと、ヴァイサーに批判されていたのがハインリヒ・ダイストであった。ダイストは、1957年選挙前と同様に、石炭産業等若干の部門は今後も引き続き共同所有への移行が必要で、その主張を取り下げることではできないと明言していた。が、政敵に攻撃の口実を与えずに「名を変え実を残す」ための提案として、「社会化」に代えて「公的管理」

(öffentliche Kontrolle) という概念を12月12日の経済・社会政策小委員会で提唱した。

「公的管理」は「社会化」の単なる言い換えではなく、カルテルや独占のコントロール、また投資管理など含めて、民主主義的に責任を持つ機関によって公的利益をもたらすための広範な経済政策としてアピールできるとダイストは考えていた。12月12日の経済・社会政策小委員会で、ヴァイサーとダイストは所有政策を始め様々の局面で対立を深めていったが、アイヒラーは小委員長のヴァイサーをさしおいて、ダイストに基本綱領草案の経済政策作成に一層深く関与するように要請するようになった⁴⁰。このように、シューマッハー時代から基本綱領準備作業の中心に絶えずいて、「自由な社会主義」を唱道してきた旗頭であったヴァイサーであったが、基本綱領草案を作成する段階になって、次第にその中心からはずされていったのである。

経済・社会政策小委員会では、経済政策と社会政策を一つの章に統合するか否かで対立が深刻化していた。全体としては統合案が優位を占めたが、党幹部会付属の社会政策委員会を率いていたルートヴィヒ・プレラーは社会政策の独自の領域を主張して反対した。紆余曲折を経て、経済政策はダイストが、社会政策はプレラーが起草の任に当たって別々の章を立てることで妥協が計られたが、この二つの政策分野の調整は不可避で、その結果プレラーは3回も書き直しを余儀なくされた⁴¹。

アイヒラー自らが小委員長を務めていた「文化状況と教育」小委員会は広範な文化政策を扱い、小委員会を「青少年と家族」「新しい隷属」「学校」「世界観と教会」の四部会に分けた。アイヒラーはこれらの部会が個別に作成した草案を編集し、整合性を持たせ、「文化的生活」と題した文化政策の章を執筆した。

SPDの国家論を討議していた憲法政策 (Verfassungspolitik) 小委員会は、フリッツ・パウアーが小委員長を務め、彼が中心となって草案をまとめつつあったが、1957年12月に「党最高の法律家」と言われたアドルフ・

アルントから厳しい批判を受けた。この小委員会案はドイツ統一の際の新しい憲法草案を作成するような試みであったが、基本法を前提とした西ドイツ国家や民主主義に、SPDがどのような関係を持つかがまず書かれなければならないというのがアルントの批判の要点であった。結局、小委員会案の手直しではいかんともしがたく、アルントは1958年に入って自ら新たに草案を書き直し、「法および国家政策」にまとまってゆくのである。アルントは、議会制民主主義の肯定を基本綱領を通じて徹底させることを第一の課題と認識する立場から、草案を書き直した。

世界政策小委員会は1955年の設置の時点ではヴェーナーが小委員長になっていたが、この小委員長は基本綱領に関してははなはだ不熱心であり、「社会主義の基本的価値」が国際関係にも適用されるべきと考えたアイヒラーとヴェーナー、エルラー、カルロ・シュミットの合作として書き上げられることとなった⁴²。

このように、アイヒラーは各章ごとに主たる担当者を定め、各自が書いた草案をつなげて編集し基本綱領草案を作成することにした。好むと好まざるとに関わらず、時間不足でそのような方法を採らざるを得なかったのである。それでもオレンハウアーの要求した2月末にはとうてい間に合うはずもなく、各担当者がバラバラに執筆した原稿がアイヒラーの手元に集まり、膨大な文章の山を前にして、アイヒラーが途方に暮れつつ編集作業に取りかかったのは1958年4月の初めであった。そして、アイヒラーが基本綱領草案の「完成」を党幹部会全体会議に報告したのは、それから1ヶ月足らずの4月25日であった⁴³。

この基本綱領草案は全8章⁴⁴から構成され、ハイデルベルク綱領の九倍以上の分厚い文書であった。中でも冒頭に置かれ、草案全体の約30%を占めた「現代分析」は、アイヒラーをはじめとして基本綱領委員会が特に重視した部分であった。この「現代分析」の構成⁴⁵を一瞥すれば察せられるように、「現代分析」は後に続く個別の章で詳細に議論される諸問題の論点とエッセンスを提示する基本綱領全体の基盤であり、各論の章を束ねて

整合性を与える指揮者たらんとの意図をもって書かれたが、結果として後続の各章との重複が多くなってしまった。

また、限られた時間内で分担執筆体制が取られたがゆえに、それまでの議論の膨大な蓄積を生かした上での統一性と整合性ある基本綱領草案とはなり得ず、ここ彼処に混乱が生じていた。たとえば、「社会主義の基本的価値」一つ取ってみても、第六章「文化的生活」の「社会主義と教会」では、世界観を異にしているが、社会主義政党と教会を含めてすべてが一致して認めることができる価値として、かねてからアイヒラーが言及していた「自由、公正、連帯、平和」が掲げられていた⁴⁶。しかし、「現代分析」では、「自由、公正、安全 (Sicherheit)、福祉 (Wohlstand)」の四価値が分ちがたく結びついていることが指摘されており⁴⁷、第二章「民主的社会主義の基本的価値」では、まず「人間の尊厳」が社会主義的政治の最高目標として掲げられ、続いて「自由」と「公正」が追加されていた⁴⁸。加えて第二章では、「基本的価値」だけでなく様々な「基本的要求」も一緒に論じられており、まとまりを悪くしていた。

4 シュトゥットガルト党大会での酷評とその後の混迷

まさに泥縄式で急造された不完全で難解な文章であったが、基本綱領草案は何とかできあがり、1958年5月シュトゥットガルト党大会で討議されることとなった。シュトゥットガルト党大会は組織改革の面で意義深い成果をあげたのであるが、基本綱領に関しては、オレンハウアーが望んでいた早期制定は危機的状況にあることを確認する場となってしまったのである。「シュトゥットガルト草案」は、党幹部会提案ではなく基本綱領委員会の提案として党大会に示されたが、案の定、はなはだ不評であった。

基本綱領とは、「その多数が小学校しか出ていない人間の集団のために決められるのであるということをおぼえてはならない」、「難しいことをわかりやすく述べる工夫が必要で、訳の分からない表現を一掃するべきである」⁴⁹

といった類の批判が繰り返しなされた。内容に立ち入る以前の問題として、草案の長さや表現の難解さが拒絶反応を強くしていた。説明に立ったアイヒラーは、修正提案と今後の議論の活発化に期待することを表明して、議論を煮詰めることなく退散せざるを得なかった。

基本綱領草案が提示されたとはいえ、シュトゥットガルト党大会は基本綱領早期制定へ弾みをつける党大会とはならず、提出された草案を基礎とし、部分的手直しをして早期に基本綱領制定に持って行くことは極めて困難であることを認識させただけに終わっていたのである。事態は、かなり深刻であった。

「シュトゥットガルト草案」に満足している関係者は誰もいなかった。ただ、党大会後その見直しをどこが中心になって行うかについては、アイヒラー率いる基本綱領委員会に引き続き委ねる、とはならなかったのである。1957年9月選挙が終わるまで、基本綱領委員会の活動を妨害し続けていたSPD内の委員会間対立（基本綱領委員会と党幹部会付属の各政策委員会の対立）は、シュトゥットガルト党大会以後再び顕在化し、一層深刻さを増していた。

シュトゥットガルト党大会で経済政策演説を担当し、常任幹事会員にも選ばれてSPDを代表する経済政策家としての地位を固めたのが、ダイストであった。彼は、ファイトに代わって党大会後に党幹部会付属経済政策委員会の委員長になった。

ダイストはシュトゥットガルト党大会で、SPDが経済成長の政党であると評価されるための政策提示を行う必要性を力説していたが⁵⁰、「私有財産」、「公的管理」(öffentliche Kontrolle)、「共同所有」(Gemeineigentum)を彼の経済政策演説のキーワードとした。そして、国家が経済社会の自由をなおざりにするならそれは人権を傷つけることだというヒルファーディングの最晩年の論考を共感を込めて引用し、社会主義の目的として「自由」をことのほか重視した⁵¹。ただ、ダイストは「自由な社会主義運動にとって考慮の対象となるのは、経済の自由な秩序である」と述べたように、「自

由」は「秩序」という概念と結びつけられていた⁵²。

党内左派の論客で、ゴードスベルク綱領採択に反対することになるペーター・フォン・エルツェンは、ダイストの経済政策演説は「自由」という概念を中心に置いたが、この「自由」は企業家や自営業者の「自由」をあまりに一面的に評価しており、彼らよりはるかに多い数百万の被雇用者の「自由」についてはあまり考慮されていないのではないかと批判した⁵³。そして、「共同所有」が被雇用者に何を与えることができるのか不明確であるとして、ダイスト演説をふまえた党幹部会提出の経済政策に関する提議204は、経済政策に関する綱領的原則を定める決議になるから、この党大会では採択すべきでないと主張した。しかし、このような意見は少数派で、提議204は圧倒的多数で採択された⁵⁴。

このように、経済政策については、ダイストを中心に、1958年の党大会決議によって基本綱領で定めるべき指針が先取りの決められていたのである。そして、この「実績」を背景にして、ダイストは基本綱領の経済政策部分の見直しは、基本綱領委員会ではなく、ダイストが座長を務めることになった経済政策委員会で行うと宣言した。

本来、党幹部会付属の経済政策委員会は基本綱領のような原則的問題ではなく、党大会で付託された課題や、緊急の経済政策を討議する実務的政策委員会であった。彼自身、「シュトゥットガルト草案」の経済政策の章を担当したが、あまりに時間不足でまとめなければいけなかったため、租税政策については何も書けず、はなはだ不満足であった。しかし、その改善を基本綱領委員会で行おうとはしなかった。ダイストの理解では、基本綱領委員会は、4~6人の寄せ集め原稿である「シュトゥットガルト草案」の提示を以てその任務を終えた「アド・ホック委員会」であった。「シュトゥットガルト草案」によってアイヒラーの基本綱領委員会は面目を失い、もう頼りにはできないという厳しい意見が表明されていた⁵⁵。

ダイストは基本綱領草案を練り直すための論点を提示し、それに対応させて「エネルギー経済の共同経済的秩序」（座長ダイスト）、「中間層政策」

(座長ランゲ)、「計画的経済政策の手段」(座長シラー)、「所得及び財産配分」(座長ヴァイサー)、「経済権力の管理」(座長エイネルン)といったワーキング・グループを設置し、基本綱領草案見直しに意欲的に取り組んだ⁵⁶。

経済政策委員会の一員でもあったヴァイサーは、基本綱領委員会の頭越しに基本綱領草案の見直しが進みつつあることに危機感を強め、12月23日にダイストに書簡を送った。経済政策委員会で基本綱領について議論する際には、アイヒラーを経済政策委員会のメンバーではないからといって排除せず、招くようにヴァイサーは要請したが、聞き入れられることはなかった⁵⁷。

1959年1月23～24日に開かれた経済政策委員会で基本綱領問題が議題となったが、議論は紛糾した。たとえば、かねてからフリッツ・バーデは「主要問題の解決は生産手段の社会化によってのみ解決される」⁵⁸という見解を崩そうとしていなかったが、このような考えは多数派でないにせよ、まだ消えてはいなかった。

ダイストは1957年選挙後は「社会化」という言葉を使わず、「公的管理」を掲げていたが、「共同所有」との違いも含めて、経済政策委員会全体の理解を得るのは困難であった。「社会化」「公的管理」「共同所有」をめぐる、基本綱領に経済政策の原則をどう刻み込むかについて経済政策委員会での意見の対立はまだ大きかった。ダイストは意気込んで取り組もうとしたが、この混乱した会議の後、経済政策委員会で基本綱領草案の練り直しを行うことは断念されていった⁵⁹。

同じような混乱は、他の所でも起こっていた。たとえば、社会政策については「シュトゥットガルト草案」の社会政策を書いたプレラー(党幹部会付属社会政策委員会の長)とシェレンベルク(連邦議会議員団の指導的
社会政策専門家)との連絡が悪く、協力関係ができていないことが嘆かれていた⁶⁰。1959年に入ってから意見の分裂はまだ大きく、早期基本綱領制定は危機的状況に陥っていたのである。

おわりに

本論文で確認したことは、以下のことである。まず、1957年9月の連邦議会選挙まで停滞していた基本綱領制定作業に活を入れ、早期基本綱領制定の方向にSPD全体を動かしてゆく力の中心にいたのは、党改革を阻害していた「党官僚」の頂点に立っていたと通常評価されるオレンハウアーであった。これに対して「改革派」とされる政治家達は、1957年選挙後はおしなべて基本綱領制定に消極的、というよりはむしろ妨害的であった。

「改革派」がこのような対応を取ったのは、彼らが1957年選挙後の党改革の最優先課題として党組織改革を位置づけていたからであるが、戦後SPDの「党改革過程の頂点」であったゴードスベルク綱領制定は、実は、通説では「党改革妨害勢力の頂点」と言われるオレンハウアーの強いイニシアティブによって前進していたのである。

ゴードスベルク綱領制定といえば、基本綱領委員会が正式に発足する以前から基本綱領問題、戦後社会主義の理論的再検討に熱心に取り組んでいた基本綱領委員会座長アイヒラーの貢献がよく語られる。アイヒラーはしばしば「ゴードスベルク綱領の主たる起草者」と評価され、ゴードスベルク党大会の閉会演説でオレンハウアーが特に名をあげて謝意を表した唯一の人物であった⁶¹。

アイヒラーは確かに長い間忍耐をもって基本綱領委員会を率いてはきたが、1957年選挙後、締め切りに追われて不本意のまま編集を終え、惨憺たる酷評にさらされた「シュトゥットガルト草案」の提示後、制定作業の中心からは退けられつつあった。彼の率いる基本綱領委員会は、1957年選挙までは自由に活動することが許されなかったが、同じような状況が再び「シュトゥットガルト草案」の提示後に訪れていた。

アイヒラーは、上梓したその時から見限られていた「シュトゥットガル

ト草案」をたたき台として、各地の党員集会で討論を行っていた。それは外見的には「基本綱領草案提示が刺激となつての基本綱領論議の高揚」と見えたかもしれない。しかし、1958年党大会の終了後、彼の率いる基本綱領委員会は「シュトゥットガルト草案」の見直しを任されてはいなかつた。

「シュトゥットガルト草案」は使えないという合意はあつた。しかし、では、どこがどのようにして基本綱領草案の見直しを行うかについては、1959年初頭の段階でも定まっていなかつたのである。

1958年の党大会での基本綱領草案提示を期に、早期制定が軌道に乗つたのではなく、基本綱領制定はめどがたつどころか、むしろ混迷の度を深めていたのである。このような袋小路的状况は、いかにして突破されていったのであろうか。本稿で論じていない1959年1月以降の展開は、次稿で詳しく論じることとしたい。

凡例

1. 本論文で用いる未刊行史料は、ドイツのボンにある Archiv der sozialen Demokratie der Friedrich-Ebert-Stiftung (Godesberger Allee 149, 53175 Bonn) に所蔵されている。個別の註には AdsD と略記する。書簡については、差出人、an に続けて受取人、日付の順序で記した。
2. AdsD 所蔵の会議議事録の註表記について。個々の議事録の上書きタイトルの書き出しは、Protokoll とあつたり、Kurzprotokoll とあつたり、いきなり Sitzung で始まっていたりと様々であるが、本論文では便宜上、AdsD 所蔵の SPD 諸機関の会議議事録を註記する場合は、書き出しを Prot. Sitzung という略記に統一する。
3. SPD の機関・組織に関する訳語と略語
党幹部会 Parteivorstand (PV)、党委員会 Parteiausschuß (PA)、管理委員会 Kontrollkommission (KK)

¹ Peter Lösche/ Franz Walter, *Die SPD*, Darmstadt, 1992, S.188f. {岡田浩平訳『ドイツ社会民主党の戦後史』(三元社、1996)、243-244頁}

² Klotzbach, *Der Weg zur Staatspartei*, Berlin/Bonn, 1982, S.34.

- 3 この問題に関する既発表の拙稿は、「ドイツ社会民主党1958年党大会における組織改革の決定過程」『現代史研究』46 (2000年)、1~19頁。
- 4 「改革派」は“Reformer”、「党官僚」は“Apparat”と戦後 SPD 史に関わるドイツ語文献で書かれる語の訳として用いる。
- 5 Lösche/Walter, *a.a.O.*, S.185. (邦訳書、240頁)
- 6 高橋進「ドイツ社会民主党と外交政策の『転換』(1955-1961年)」『国家学会雑誌』99-1・2 (1986年)、15頁。
- 7 高橋、前掲論文、16頁。
- 8 1955~1957年の基本綱領制定過程については「ドイツ社会民主党基本綱領委員会の『挫折』」『社会文化論集』第7号 (2001年刊行予定)
- 9 高橋、前掲論文、94頁。
- 10 シェレンベルク演説も含めて、この会議模様は、*Vorwärts*, 21. Januar 1956, S.3ff.
- 11 Klotzbach, *a.a.O.*, S.372ff.
- 12 U. W. Kitzinger, *German Electoral Politics*, Oxford, 1960, p.100ff, 115ff.
- 13 この「アガルツ事件」は国家反逆罪としては57年12月に無罪判決が言い渡されたが、アガルツが彼の発行する雑誌を東独に買い取ってもらい、資金を得ていた事実は否定されなかった。その後、無罪判決にもかかわらず、SPDはアガルツを除名し、アガルツの政治生命は事実上絶たれた。なお、アガルツの弁護士という、政治的に見れば益するところの少ない役割を引き受けたのは、SPDに入党して間もない、後の大統領ハイネマンであった。「アガルツ事件」については、Jürgen Treulieb, “Ein Schicksal im Kalten Krieg: Viktor Agartz”, in: Grafe, Peter / Hombach, Bodo/ Grätz, Reinhard, *Der Lokomotive in voller Fahrt die Räder wechseln: Geschichte und Geschichten aus Nordrhein-Westfalen*, Berlin, 1987, S.76-85.
- 14 Kitzinger, *op.cit.*, p.96.
- 15 Monika Toman-Banke, *Die Wahlslogans der Bundestagswahlen 1949-1994*, Wiesbaden, 1996, S.177.
- 16 Dennis L. Bark, David R. Gress, *A History of West Germany: From Shadow to Substance 1945-1963*, Oxford/ Cambridge, 1993, pp.397f.
- 17 Niedersachsen-Bericht. Betrachtungen zum 15. September 1957, Bl.5, Bestand Ollenhauer 387, AdsD.
- 18 Klotzbach, *a.a.O.*, S.436.
- 19 Prot. Sitzung des PV, am 18. September 1958, Bl.7, PV-Protokoll 1958, AdsD.
- 20 Prot. Sitzung des PV, PA und KK, am 25. September 1957, Bl.11f, PV-Protokoll 1957, AdsD.
- 21 Petra Weber, *Carlo Schmid*, München, 1996, S.578.
- 22 Prot. Sitzung des PV, am 18. September 1957, Bl.7, PV-Protokoll 1957, AdsD.
- 23 Weisser, an Ollenhauer, am 17. Oktober 1957, Bestand Ollenhauer 387, AdsD.
- 24 Prot. Sitzung des PV, am 16. Oktober 1957, Bl.7, PV-Protokoll 1957, AdsD.

- ²⁵ Prot. Sitzung des Bezirksvorstandes, am 19. Oktober 1957, Bl.2, Nachlaß Erwin Schoettle 285, AdsD.
- ²⁶ Prot. Sitzung des PV ,am 16. Oktober 1957, Bl.7f, PV-Protokoll 1957, AdsD.
- ²⁷ 拙稿「ドイツ社会民主党1958年党大会における組織改革の決定過程」、6～11頁。
- ²⁸ “Was ist jetzt zu tun?”, *Berliner Stimme*, 15. Februar 1958, S.7.
- ²⁹ Brill, an Erler, am 14. Februar 1958, Nachlaß Erler 177, AdsD.
- ³⁰ Prot. Sitzung des PV , am 5. März 1958, Bl.1, PV-Protokoll 1958, AdsD.
- ³¹ Prot. Sitzung des Unterausschusses Wirtschafts- und Sozialpolitik der Programmkommission, am 26. Oktober 1957, Bl.1, Nachlaß Eichler PV/Pr 1955-58, AdsD.
- ³² Prot. Sitzung des Unterausschusses Wirtschafts- und Sozialpolitik der Programmkommission, am 28. November 1957, Bl.1f,4, Nachlaß Deist 39, AdsD.
- ³³ Weisser, an Schmid, am 2. Oktober 1957, Nachlaß Schmid 671, AdsD.
- ³⁴ Prot. Sitzung des PV, PA und KK , am 14. Dezember 1957, Bl.17f, PV-Protokoll 1957, AdsD.
- ³⁵ Weisser, an Ollenhauer, am 25. Januar 1958, Bl.1ff, Bestand Ollenhauer 228, AdsD.
- ³⁶ Weisser, an Ollenhauer, am 1. Januar 1958, Bestand Ollenhauer 228, AdsD.
- ³⁷ Prot. Sitzung des Unterausschusses Wirtschafts- und Sozialpolitik der Programmkommission, am 30. Januar 1958, Bl.1, Nachlaß Deist 39, AdsD.
- ³⁸ Dieter Dowe/Kurt Klotzbach (Hrsg.), *Programmatische Dokumente der deutschen Sozialdemokratie*, Bonn,1990, S.322.
- ³⁹ Weisser, an Carlo Schmid, am 2. Oktober 1957, Nachlaß Schmid 671, AdsD.
- ⁴⁰ Prot. Sitzung des Unterausschusses Wirtschafts- und Sozialpolitik der Programmkommission, am 12. Dezember 1957, Bl.1f, Nachlaß Deist 39, AdsD.
- ⁴¹ Helmut Köser, *Die Grundsatzdebatte der SPD von 1945/46 bis 1958/59*, Diss. Freiburg, 1971, S.245.
- ⁴² Ebenda, S. 246ff.
- ⁴³ Ebenda, S. 248.
- ⁴⁴ 章名を列挙すると、1 われわれの時代の姿（「現代分析」）、2 民主的社會主義の基本的価値、3 法および国家政策、4 経済と社会（経済政策）、5 労働世界と福祉（社会政策）、6 文化生活、7 諸国民の平和的協力の保障、8 唯一の道。基本綱領草案は、*Prot. des Parteitagés der SPD 1959*, Honnover-Bonn, o.J., S.331-380.
- ⁴⁵ 「現代分析」は以下の七節からなっていた。1 恐れと希望の中にある人間、2 危機にさらされる民主主義、3 経済的自由のイデオロギーと現実、4 産業社会における被雇用者、5 世界政治の状況、6 資本主義と共産主義-そして自由、7 ドイツ分断-困難な負い目
- ⁴⁶ *Prot. des Parteitagés der SPD 1959*, S.374.
- ⁴⁷ Ebenda, S.336.
- ⁴⁸ Ebenda, S.348.

- ⁴⁹ Ebenda, S. 393.
- ⁵⁰ Ebenda, S.184.
- ⁵¹ Ebenda, S.179f.
- ⁵² Ebenda, S.185.
- ⁵³ Ebenda, S.232f.
- ⁵⁴ Ebenda, S.254.
- ⁵⁵ Prot. der Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses beim PV der SPD, am 28. November 1958, Bl.6, Nachlaß Deist 12, AdsD.
- ⁵⁶ Ebenda, Bl.9.
- ⁵⁷ Weisser, an Deist, am 23. Dezember 1958, Nachlaß Deist 11, AdsD.
- ⁵⁸ Prot. der Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses beim PV der SPD, am 28. November 1958, Bl.5, Nachlaß Deist 12, AdsD.
- ⁵⁹ Prot. der Sitzung des Wirtschaftspolitischen Ausschusses beim PV der SPD, am 23. /24. Januar 1959, Bl.2ff, Nachlaß Deist 44, AdsD.
- ⁶⁰ Marta Schanzenbach, an Carlo Schmid, am 24. September 1958, Nachlaß Schmid 1406, AdsD.
- ⁶¹ *Prot. des Parteitages der SPD 1959*, S.326.